各部課室

各出先機関

正 奈良県事務決裁規程 令和六年四月 _ 日 (昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号) から施行する。 の一部を次のように改

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山 下 真

給与、 管理するもの」 第二条第四号に規定する総務事務システム」 同条第二十三号中「奈良県行政文書管理規程 所長及び同項第十二号」を「及び同項第十一号」に改め、 川政策官及びまちづくり政策官」に改め、 十四号中 一号」を「及び同項第十一号」に改め、 第二条第八号中 福利厚生等に関する事務の処理を行うシ 「道路政策官、 に改め 地 る。 域デザイン推進局長」 防災政策官及び河川政策官」を 「及び同項第十二号に規定する部長」 同条第十五号中「、 を を (昭和三十六年三月奈良県訓 ステムで総務部総務厚生セ 「まちづく 「電子計算機を利用して、 「防災政策官、 同条第二十号中 り推進局長」 同項第十一号に規定する に改め、 道路政策官、 職員 ンタ 令甲第一号) \neg 同項第十 0 を削り、 同条第 所長が 人事、

ては セ 森林技術セ 別 技術職員である副館長、 ター」に、 表第三中 和公園事務所 「美術館に係るもの ンタ 「奈良春日野国際 「競輪場」 に改め、 奈良公園事務所 \mathcal{O} うちあらかじ を 同表奈良しごとiセン 「産業振興総合セ を削 フ オ り 県営住宅管理事 ラ め事務職員である副館長が指定するもの A 「森林技術セ を ンター 「奈良春日野国際 タ 務所」 ン . ター 競輪場 \mathcal{O} 項 0 を 次に次 畜産技術 中 奈良 フ 和 オ 公園事 公園事 \mathcal{O} ラム よう セ ン 務 務 タ 加える。 畜産 所 所 技術 を に改 0

県営住宅管理事務所

総務入居課長